

「グローバル種子企業」による日本の植民地化

コメや麦の種。これらは国民の命の源だから、国がお金をして県が奨励品種を育成し、それをはグローバル種。これは自治体に代わるメの種を大々的に

③種子法廃止

国民の命の源の食料、農家に安く提供することその源の種。その中でも、で、農家にしっかり生産してもらい、消費者に届けられる基础食料である。

「お友達」モリカケだけじゃない

6連発

東大教授 鈴木 宣弘

平昌五輪で「日本イチゴ」流出が問題になったのに…

き・のぶひろ 1958
重県生まれ。82年東大農学
農水省九州大学教授を経
年から東大大学院教授。専
業経済学、「食の戦争」(文
「悪夢の食卓」(KA
WA)など著書多数。



さるには種子法廃止に統いて「種苗法」が改定され、今後は種の自家採種が原則禁止される。どんな種も買わなくてはいけない。代々、地域の農家が自家採種してきた伝統的な種で、自分の種だと思っていても、品種登録されていなかつたら自分のものではない。農家が自身で品種登録するのは大変だから、いつの間にか、グローバル種子企業が品種登録してしまう。早い者勝ちだ。そうなると、自分の種だと思って自家採種したから特許侵害で損害賠償請求されてしまう。

これは、グローバル種子企業が途上国のみならず、各国で展開してきている戦略（手口）だ。今回の種苗法改定は同様

さひには種子法廃止に統いて「種苗法」が改定され、今後は種の自家採種が原則禁止される。どんな種も買わなくてはいけない。代々、地域の農家が自家採種してきた伝統的な種で、自分の種だと思っていても、品種登録されていなかつたら自分のものではない。農家が自身で品種登録するのは大変だから、いつの間にか、グローバル種子企業が品種登録してしまう。早い者勝ちだ。そうなると、自分の種だと思って自家採種したから特許侵害で損害賠償請求されてしまう。

これは、グローバル種子企業が途上国のみならず、各國で展開してきている戦略（手口）だ。今回の種苗法改定は、同様の手口を日本でも促進するための「環境整備」なのである。（つづく）